

省令第2条第2項2号ホ(1)に規定する測定 4月11日

排水基準等に係る項目

1 アルキル水銀	<0.0005
2 総水銀	<0.0005
3 カドミウム	<0.001
4 鉛	<0.005
5 六価クロム	<0.01
6 砒素	<0.005
7 全シアン	<0.1
8 ポリ塩化ビフェニル	<0.0005
9 トリクロロエチレン	<0.003
10 テトラクロロエチレン	<0.001
11 ジクロロメタン	<0.002
12 四塩化炭素	<0.0002
13 1・2ジクロロエタン	<0.0004
14 1・1ジクロロエチレン	<0.002
15 シス1・2ジクロロエチレン	<0.004
16 1・1・1トリクロロエタン	<0.01
17 1・1・2トリクロロエタン	<0.0006
18 1・3ジクロロプロペン	<0.0002
19 チウラム	<0.0006
20 シマジン	<0.0003
21 チオベンカルブ	<0.002
22 ベンゼン	<0.001
23 セレン	<0.002